

金田町人の動き

世帯数	2,201
人口	9,582
男	4,666
女	4,916
入出	22
産亡	48
転出	9
転入	5

かなだ

第72号

金 田 町 報
 発行所 金田町中央公民館
 編集兼発行人 原田 豊 茂
 印刷所 九州機関紙印刷所

子ども会リーダー

講習会開催さる!

中央公民館

子どもを健全に育成するために、学校の教育や、家庭の躰が必要なのは、もちろんありますが、それと共に校外生活の余暇を利

用し、楽しい遊びや活動を通じて、子供達みずから社会性を培い、幸福な生活を営むための、態度や技術を身につけることが大切であります。

中央公民館では、この子ども会活動の指導者を養成し、子ども会活動の充実発展を図るため七月三十一日青年の家において子ども会リーダー講習会を開催致しました。金田町の二十五の子ども会の中より選ばれて参加した四十七名の小中学

生は、福岡県子供会研修隊連絡協議会副会長・岡崎隆三先生の指導のもとに、子ども会の必要性、子ども会のありかたなどの講話を聞き、また、ゲームやソング水泳練習、あるいは、テントの設営方法、急救法など、リーダーとして必要な知識や技術の研修を行いました。夜は楽しいキャンプファイヤーの集いに時を過ごし、わきあいあいの内に講習会を無事に終え、全員元気に帰着しました。

季節のことば

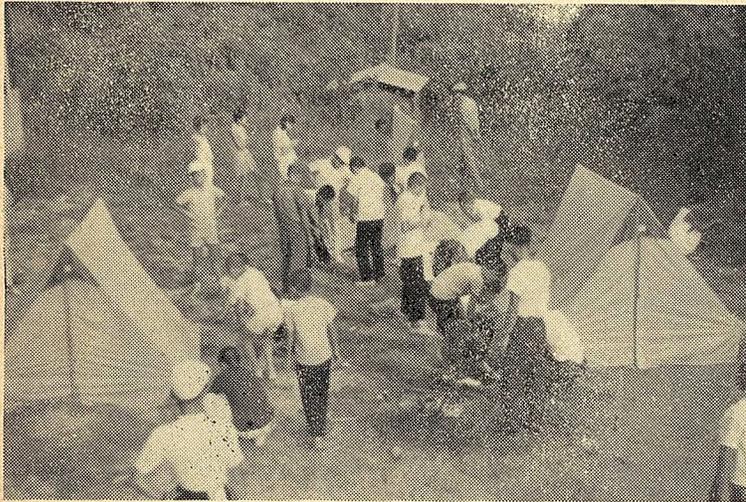
○：夏のおわり。夕暮れには庭の片すみに、はや涼風をみつけることもありま。夜明け前には、ぐっと冷えこみ、思わぬかせびきとなるものごころ。

夏ぶとんはそろそろいらなくなりました。押入れにいれっぱなしでは、かびやいやなおいのも。

早めに始末しておきましょう。

ふとんは上かわをとって綿を一度夜露にあて、よく晴れた日に干しましょう。ふとんかわは、まる洗い

毛布もついでに洗きましょう。たらいのなかのふみ洗いで、たいていの汚れはおちるものです。快適な秋をお迎えください。



敬老会の御案内

お年よりの方を敬愛し、お慰めするための昭和四十二年敬老会を左記により開催致します。つ

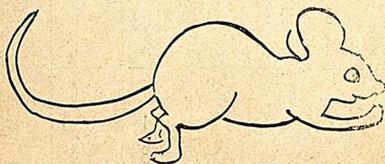
一、九月十五日
 午前九時三十分受付
 午前十時 開会
 午後一時 閉会
 二、会場
 金田小学校講堂

防犯の心がけ

田川警察署

秋の気配を感じる頃となりました。この時期には一家揃っての外出を狙う「あき果狙い」や行楽の疲れなき巢狙い」や行楽の疲れな

りに乗じて「忍び込み」の盗難が増えています。また行楽地でぐれん隊やチンピラにインネンをつけられたり、酒によった人か



× × ×

引揚者に朗報

住民課

引揚者の皆さん
 今般引揚者等に対する、特別交付金の支給に関する法律が、昭和四十二年八月一日公布施行されました。
 この法律は、昭和三十三年施行されました引揚者給付金支給法によく似た法律であり、さきの給付金の場合には援護的性格であったのに対し、今回の法律は、所謂在外財産の補償問題に端を発したもので、この点に法律上の補償義務がないと、されているが、引揚者のかたが敗戦により外地において長い間つちかした財産のほかに、生活を営むうえで、最も基本となる支えまでも、一切失ったという特殊性からみて、国としては、特別的政策的措置を講ずることになり、今般このような特別交付金を支給しようとするものであります。

したがって、この法律では、前回の給付金るとき規制されていた所得制限の措置はなくなり、外地に終戦まで引続き一年以上生活の本拠を有していた
 (1)引揚者
 (2)昭和四十二年七月三十一

日以前に死亡した引揚者の遺族
 (3)引揚前死亡者の遺族
 以上の三つが対象者となります。本特別給付金の支給額は、終戦時(南方関係者は、政令指定日)の年令により、次表のとおり区分されています。

年令区分	金額
50才以上	160,000
35才~50才未満	100,000
25才~35才	50,000
20才~25才	30,000
20才未満	20,000

遺族に対する支給額は、引揚者の場合(右表)の七割相当額であり、また外地に終戦日まで引続き八年以上生活の本拠を有していた者は、さらに一万円(遺族の場合は七千円)の加算が認められます。
 遺族の範囲は、死亡者の死亡当時における配偶者(事実婚を含む)子、父母、孫に限定され、さきの引揚者給付金の場合認められていた兄弟姉妹(生計同一)は今回は認められません。このように色々制約があ

り、引揚者給付金を受給しているものでも、無条件に今回の交付金が支給されるものでなく、法の定めるところにより、新に申し立てや、その立証等が必要とな

少年の不良化を 防ぎましょう

青少年問題協議会

楽しかった夏休みも終わり二学期にはいりました。いま気をつけなければいけないのが少年の不良化です。この時期には、夏休みの間について悪い癖から抜け切らないで、学校をなまけたり、夜遊びをしたりして、警察に補導される少年がぐんと多くなります。悪の道にはいる少年をよく見ますと、態度やことは使

を出来る場合は、その理由をはっきりさせ、帰宅時間を守らせましょう。
 つぎに、友だちに注意することもたいせつです。夏休み中に親しくなった学校以外の友だちと新学期になっても遊ぶことがありません。悪い友だちの場合は、

とくに強い影響を受けがちです。どんな友だちと遊んでいるか、日ごろから注意しておきましょう。
 また、態度と服装にも気をつけましょう。不良じみてくると保護者の注意にふてくされたり、反抗的な態度をとることがあります。金づかいにも注意しましょう。買いぐいや遊びがはげしくなります。もうお金と使うお金のバランスがとれているかどうか、注意しておきましょう。

ユースホステルとは、青年のための簡素で清潔な宿泊施設であり、青少年が旅行し、レクリエーションとともに地理、歴史、文化産業などについて知識を深め、よいグループ活動や習慣を身につけ、また世界の人たちとも結び、次の世代に生きる識見と教養を養うことに資することを目的としております。
 ユースホステル会員にな



ユースホステルとは

りたい方は中央公民館にお問い合わせ下さい。

土地、建物、金銭、家庭内の問題で悩む方

調停無料相談会開催の お知らせ

お知らせ

総務課

まず、夜の外出に注意してください。遊びぐせがつきますと、何とか口実をつけて家をあげることが多くなります。とくに夜に家
 田川調停協会主催、田川とおり、調停無料相談会が裁判所後援により、つぎの開催されます。

町民の皆さんの御利用をお待ちしております。
 とき 九月二十七日(水) 午前十時より午後三時まで
 ところ 金田町中央公民館
 (1)民事、家事、事件の相談をうけます。
 土地、建物、金銭の争い、家庭関係相統等の問題で悩んでいることについて相談をうけます。
 (2)無料ですから気軽に御相談下さい。
 (3)相談を担当する者は裁判所職員と調停委員です。
 (4)相談の秘密は守られますので安心して相談して下さい。
 ※明るい生活を守るため、大いに利用いたしましょう。

